

保護者様

春日井市立篠原小学校長
嘉瀬康彦

異常気象等における児童の登下校について

1 台風などで暴風警報が発令された場合

(1) 登校前に「春日井市」(愛知県全域または尾張東部)に「暴風警報」が発令されている場合

暴風警報	授業	給食(食事)
A 午前7時までに 警報が解除された場合	通常授業	○事前に給食中止を決定した時 →非常用給食を提供※ ○事前に給食中止を決定しなかった時 →給食提供
B 午前7時以降 午前11時までに 警報が解除された場合	5時間目から授業開始 <u>※通学班の集合時刻は 午後1時00分です。</u>	自宅で食事
C 午前11時を過ぎて も警報が発令されてい る場合	休校(授業はありません)	

※ 非常用給食の量に不安がある場合、児童が追加で弁当を持参してもかまいません。

※ 食物アレルギーがある等の理由により非常食を食べないと保護者から申し出があった場合は、無配膳対応となります。

- 登校する際は、通学班による集団登校となります。
- 上記Bの場合は、午後1時30分授業開始となります。
- 集合・出発時刻はどの通学班も午後1時00分です。欠席や遅刻の場合は、必ず学校までご連絡ください。
- 前日に、翌日の休校が決定した場合は、ホーム&スクール・ホームページ等でお知らせします。
- 道路や建造物等の破損、冠水等で登校が危険と保護者が判断された場合は、登校させないでください。(その状況を学校へ連絡してください)
- 上記A・Bの場合、下校は通常の下校時刻となります。

(2) 登校後に「春日井市」に「暴風警報」が発令された場合

- 児童全員を学校待機とします。
- 下校については、各教室で保護者あるいは、その委託を受けた方の迎いで、「引き渡し下校」を行います。できるだけ速やかに迎えをお願いします。

2 市発表避難情報の警戒レベル4以上 または 気象台発表の危険警報、特別警報(以下「特別警報等」)が発令された場合

- (1) 午前7時の段階で、上記の地域に特別警報等が発令されている場合は、その日は休校とします。
- (2) その日のうちに特別警報等が解除された場合も、登校させないでください。

解除後の授業の再開については、ホーム&スクールやホームページ等でお知らせします。

- (3) 授業開始の連絡後、災害及び気象・通学路の状況において危険と判断した時は、登校させないでください。(その状況を学校へ連絡してください)
- (4) 登校後、春日井市に発令された場合は、児童全員を学校待機とします。その後、学校からのホーム&スクールやホームページ等でお知らせする時間に「引き渡し下校」を行います。できるだけ速やかに迎えをお願いします。

3 大雨・洪水・雷等で危険な場合

- (1) 登校前に上記の地域に「大雨警報」または「洪水警報」が発令されている場合でも、安全であれば通常通り授業を行います。
 - 地域や通学路が安全な状況であれば、登校させてください。
 - 通学路の冠水や落雷によって、登校不能や危険な状態になった時は、自宅で待機させてください。(その状況を学校へ連絡してください)
- (2) 登校後に大雨・洪水・雷等で、危険な状況の時(校区に避難勧告が出された場合を含めて)は、危険がなくなるまで児童を学校に待機させます。下校については、必要に応じて学校からホーム&スクールやホームページ等で家庭へ連絡しますので、できるだけ速やかに迎えに来てください。

4 その他

- (1) 災害時の避難場所や連絡先を家庭で話し合い、確認しておいてください。
- (2) ラジオ・テレビ・インターネット等で、愛知県教育委員会から通知がある時は、これに従ってください。
- (3) 異常気象は局地的なことが多く、学校側で十分把握できない場合があります。そこで、ご近所の状況をよく把握し、お子さんの安全確保を図ってください。各地域における気象状況や道路の冠水状況等、異常にお気付きの時は、まず自宅待機等の措置をとってください。その後、早急に下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

- ★ 在校中に「暴風警報」「特別警報等」「南海トラフ地震臨時情報」「全国瞬時警報システム(Jアラート)」等が出された時は、学校からのホーム&スクールやホームページ等で連絡しますので、ご確認をお願いします。なお、ホーム&スクールに登録されていないご家庭は、できるだけ登録をお願いします。

篠原小ホームページ <http://www.kasugai.ed.jp/shinohara-e/> にも掲載します。

- ★ 学校待機児童の「引き渡し下校」は、各教室で行います。保護者あるいはその委託を受けた方は、直接教室まで迎えに来てください。

<連絡先> 篠原小学校 TEL 84-6100